

# 少量新規・低生産量審査特例制度用 用途分類 選択手引き

平成30年9月

独立行政法人製品評価技術基盤機構化学物質管理センター

本手引きは、化審法に規定する少量新規・低生産量審査特例制度の申出に添付する「用途証明書<sup>\*</sup>」に記載する新規化学物質（又は製品）の「用途番号及び用途分類」を選択する方法をまとめたものである。

※「用途証明書」について

「用途証明書」は、少量新規・低生産制度で申出する新規化学物質について、48 分類のいずれかの用途に使われているかの「特定ができる使用者<sup>\*1</sup>（輸出者<sup>\*2</sup>を含む。）」が作成することになる。

<sup>\*1</sup> 「商社」は使用者には該当しない。ただし、化学物質を輸出する場合には、商社であっても使用者に当たる。

<sup>\*2</sup> 化学物質又はその調合品を輸出する者は該当し、製品（成形品又は一般消費者用に小分けされた混合物）を輸出する者は該当しない。

参考：平成 31 年度審査特例制度の申出において添付する用途証明書について（お知らせ）

[http://www.meti.go.jp/policy/chemical\\_management/kasinhou/todoke/shinki\\_shorvyo\\_index.html](http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/todoke/shinki_shorvyo_index.html)

「用途番号及び用途分類」を選択するための方法は大きく以下の三種類があるが、選択された「用途番号及び用途分類」が間違っていないことを、『少量新規・低生産量審査特例制度用 用途分類解説資料<sup>1</sup>』の「定義、説明」にて確認することが望ましい。

1. 『少量新規・低生産量審査特例制度用 化学物質用途分類表<sup>2</sup>』を用いる方法  
『少量新規・低生産量審査特例制度用 化学物質用途分類表』の「用途分類」に記載の分類名から選択する。  
なお、選択する際には、「用途分類」各欄の右下に記載されている条件（「・・・に限る。」、「・・・を含む。」、「・・・を除く。」、「・・・は、#○○○」等）を十分考慮すること。
2. 『少量新規・低生産量審査特例制度用 用途分類の選択フロー<sup>3</sup>』を用いる方法  
『少量新規・低生産量審査特例制度用 用途分類の選択フロー』に従い、「用途分類」を選択する。  
『少量新規・低生産量審査特例制度用 用途分類の選択フロー』には、「簡易版」、「詳細版」があるが、いずれも、左上から右下へフロー（矢印下向きは YES、右方向は No）に従い進む。  
菱形内は主に「機能」用途が、長方形内は「使用目的」用途が記載されている。
3. 『少量新規・低生産量審査特例制度用 用途分類の選択索引<sup>4</sup>』を用いる方法  
『少量新規・低生産量審査特例制度用 用途分類の選択索引』を使用し、「用途分類」を選択する。  
『少量新規・低生産量審査特例制度用 用途分類の選択索引』では、「用語」である化学物質の機能を示す用途「○○剤」を用いて索引し、該当する「用途証明書」に記載する「(特例制度用) 用途番号及び用途分類」の中から最も適切な用途を選択する。  
なお、『『少量新規・低生産量審査特例制度用 用途分類の選択索引』表紙の<ご利用の前に>」も参照のこと。

<sup>1</sup>少量新規・低生産量審査特例制度用 用途分類解説資料：<https://www.nite.go.jp/chem/kasinn/tokureikaisetsu.pdf>

<sup>2</sup>少量新規・低生産量審査特例制度用 化学物質用途分類表：<https://www.nite.go.jp/chem/kasinn/tokureiyoto.pdf>

<sup>3</sup>少量新規・低生産量審査特例制度用 用途分類の選択フロー：<https://www.nite.go.jp/chem/kasinn/tokureiflow.pdf>

<sup>4</sup>少量新規・低生産量審査特例制度用 用途分類の選択索引：<https://www.nite.go.jp/chem/kasinn/tokureisakuin.pdf>